

国東市 景観計画

概要版

K u n i s a k i C i t y

癒やされ、やすらぐ 心のふるさとの景観づくり



平成31年3月
国東市

1. 国東市景観計画について

1-1 計画の策定にあたって

本市は、両子山・文珠山を中心とした特異な地形、六郷満山文化や神仏習合等の独特な歴史文化、世界農業遺産に認定された農林水産循環、国東半島県立自然公園に指定されている美しい海岸線等、先人たちによって歴史や自然の貴重な景観が引き継がれています。このような景観は、暮らしにうおいと活力を与え、市民の地域に対する愛着や誇りを醸成するとともに、観光資源としても、後世に伝えていくべきものであるといえます。

本市は、平成 20 年 5 月に景観行政団体となり、これまで「第2次国東市総合計画」等の計画に基づき、景観に配慮した公共施設の整備、環境美化の活動、観光活性化策等を推進してきましたが、市全体としての景観づくりの目標や方針はなく、具体的取組みは十分ではありませんでした。

このような状況の中で、目指すべき将来の景観のあり方を明確化し、地域で大切に守られてきた景観特性を十分に活かし、国東市らしい良好な景観づくりの実現を目指し、「国東市景観計画」（以下、「景観計画」）を策定します。

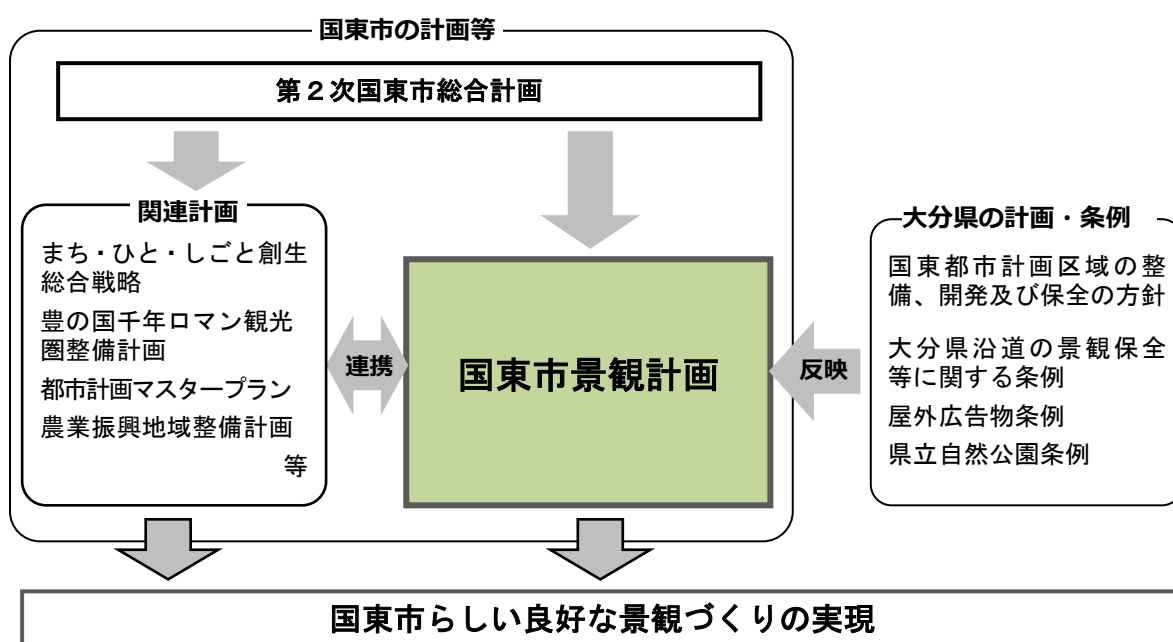
この景観計画に基づき、景観法に規定された制度の活用や、景観計画に位置づけられた景観に関する他の法律（都市計画法、屋外広告物法、文化財保護法等）の活用を中心に、本市の個性を活かした景観づくりを図っていきます。

景観計画の対象範囲（景観計画区域）は、市全域（地先公有水面を含む）とします。

1-2 景観計画の位置づけ

景観計画は、景観法第8条に基づく法定計画であり、本市の景観づくりの基本計画となります。

本計画は、第2次国東市総合計画に即し、都市計画マスタープラン等との連携を図るとともに、大分県の景観に関わる条例を反映させた計画であり、市民、事業者、行政が協働して景観づくりに取り組むための総合的な方策を示したものとして位置づけます。



2. 景観づくりの基本方針

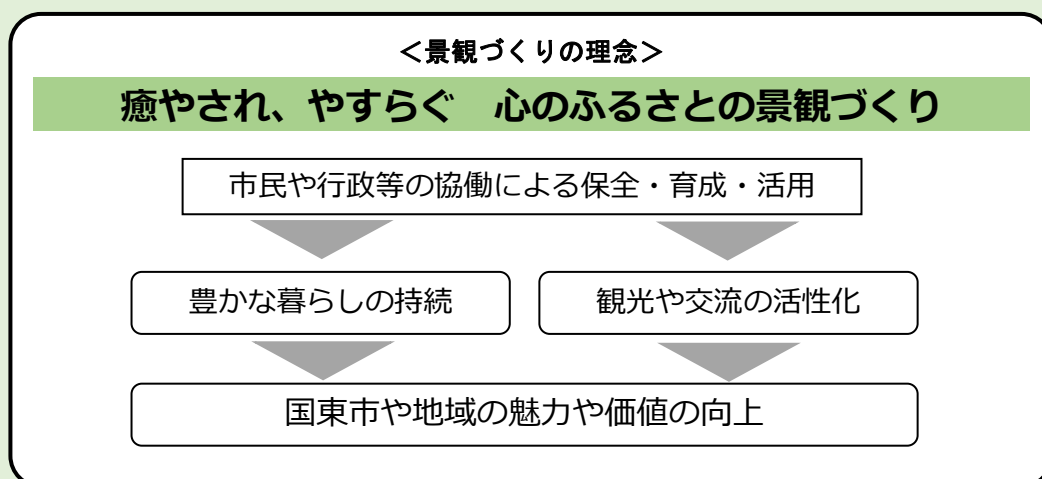
2-1 景観づくりの理念と目標

(1) 景観づくりの理念

本市には、両子山、文珠山、千燈岳、五辻不動尊、大不動岩屋等で構成される山岳・山地景観のもとに広がる美しい自然、六郷満山文化を伝える多くの史跡、さらには、農林水産業等の生業や暮らしの中で形成されてきた集落や市街地があり、これらは国東らしさとして、またふるさとの風景として愛されてきました。近年では、アートをテーマに地域の賑わいやコミュニティの活性化を図る取組み、海岸や国道沿道の美化清掃や環境保全活動等、市民や事業者が主体となった取組みが進んでいます。

私たちは、このふるさとの美しい景観を求める意識を育みながら、国東市らしい景観を次世代に継承し、愛着と誇りを育んでいくことが必要です。

こうしたことから、景観づくりの理念を以下の通り掲げます。

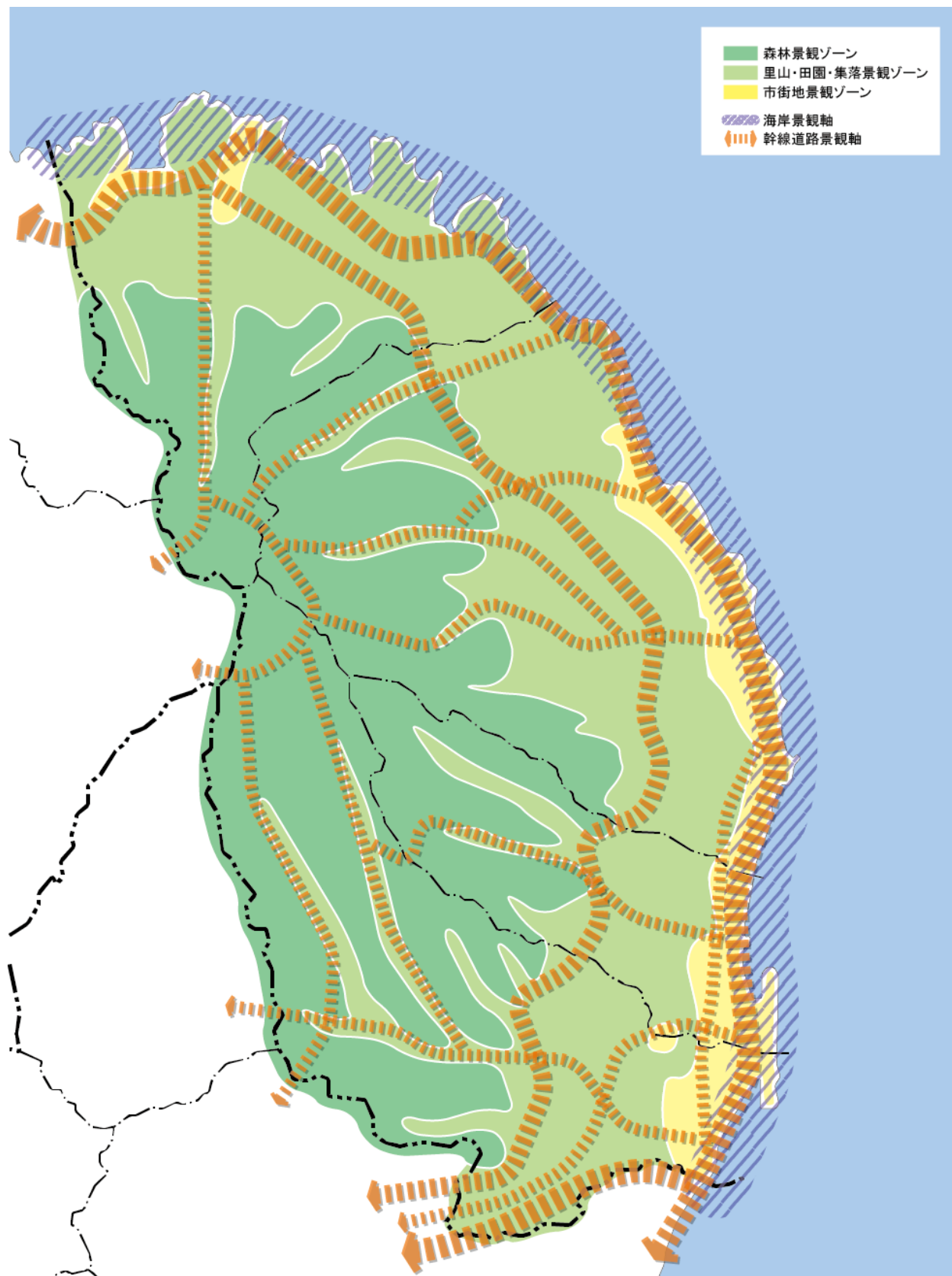


(2) 景観づくりの目標



2-2ゾーン別景観づくり方針

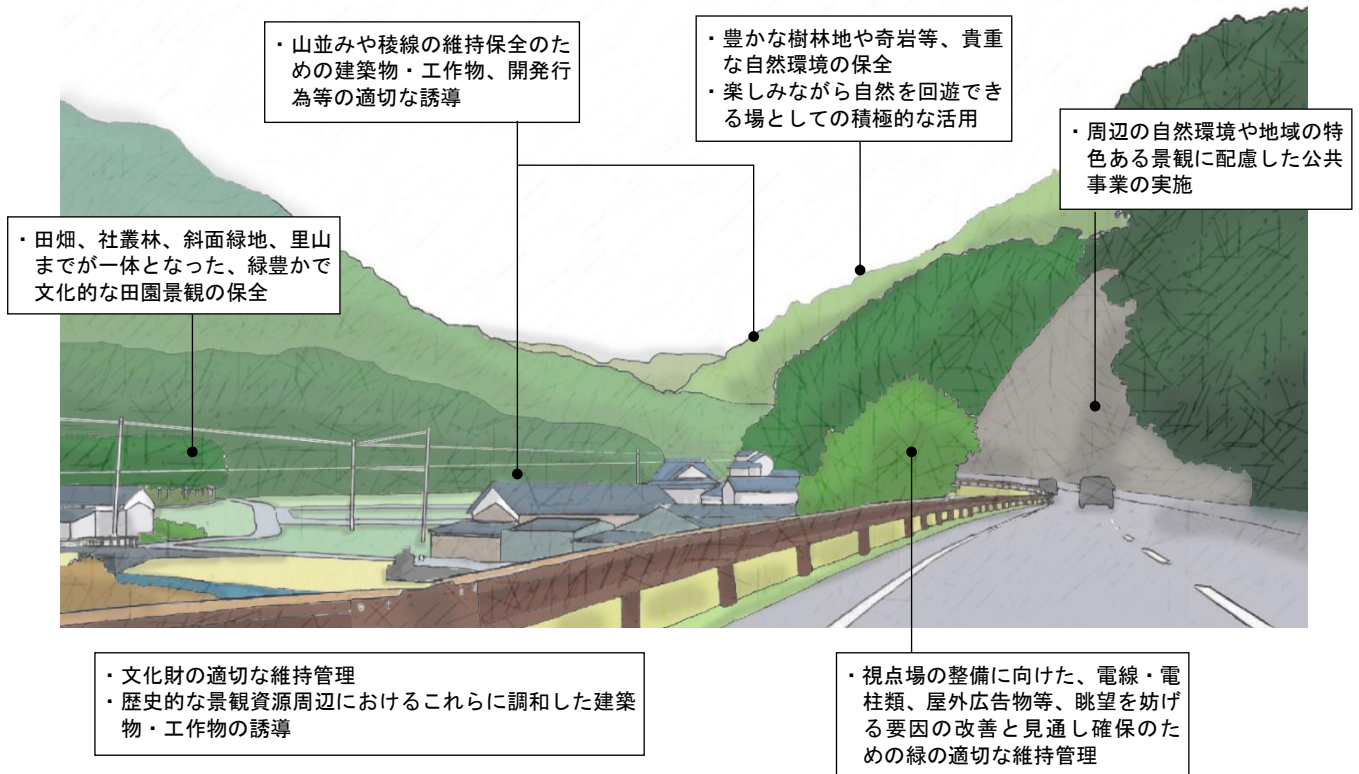
本市の地形特性や土地利用特性を踏まえ、景観計画区域内を「森林景観ゾーン」、「里山・田園・集落景観ゾーン」、「市街地景観ゾーン」の3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに相応しい景観づくり方針を定めます。また、本市の景観の重要な軸となっている「海岸景観軸」及び「幹線道路景観軸」についても、それぞれ景観づくり方針を定めます。



ゾーン区分図

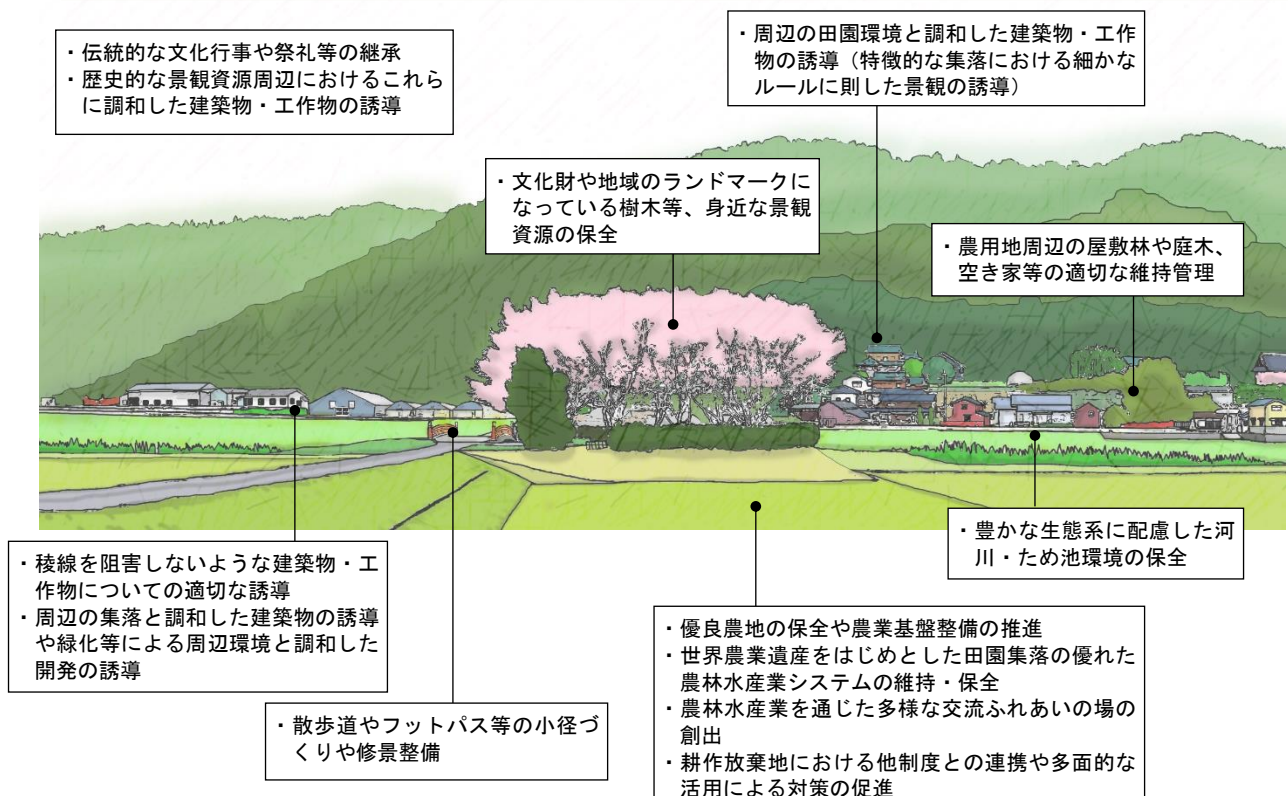
(1) 森林景観ゾーン

山々の山頂部では、岩肌があらわになった奇岩秀峰の山容を形成しており、両子山を中心に、山岳信仰の場となった寺社等を有する国東特有の景観が見られます。樹木に覆われた山々の緑を、本市の景観の背景として適切に保全・活用及び継承していくことを目指します。



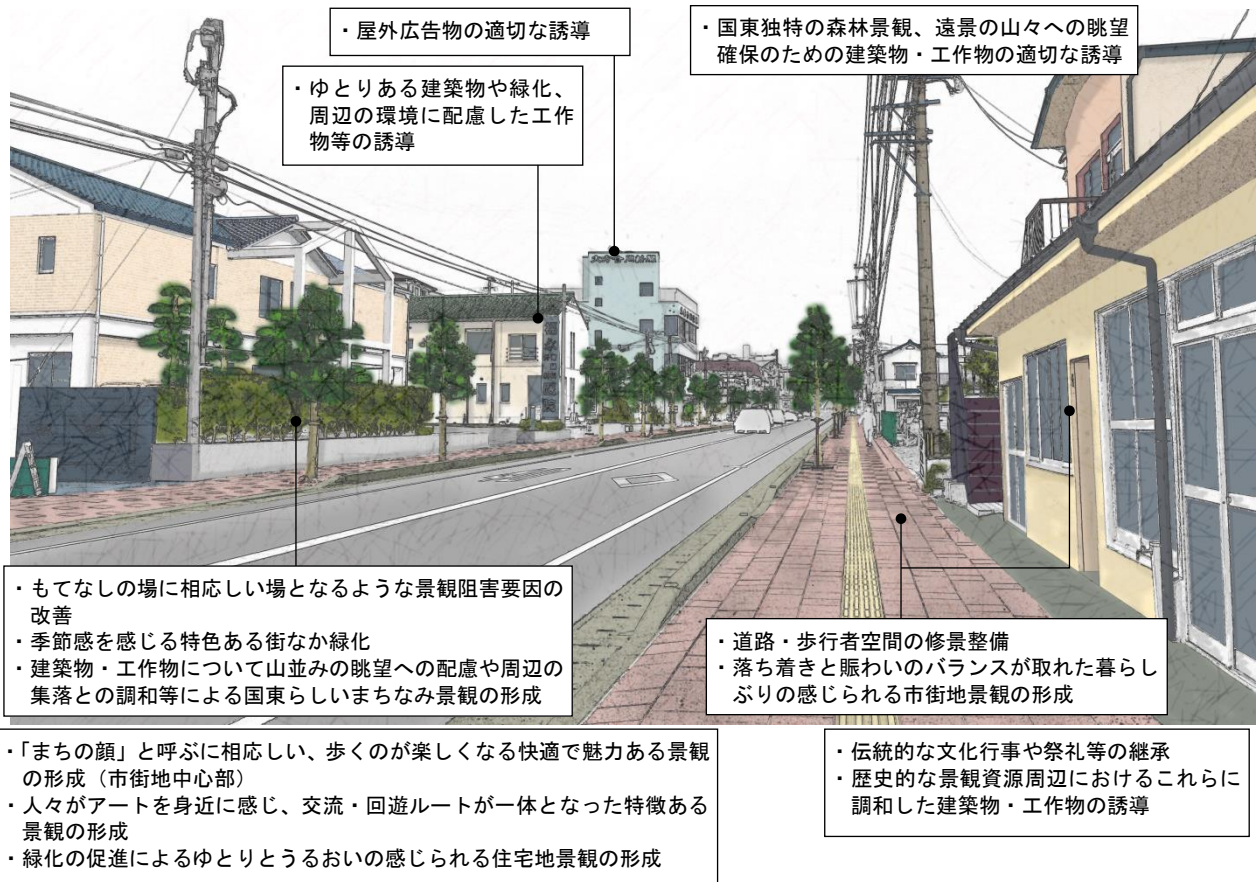
(2) 里山・田園・集落景観ゾーン

小河川に沿った谷あいには集落と里山、田園が一体となった景観が展開する田園集落地では、自然や歴史文化と生業が共生したうるおいのある景観づくりを目指します。



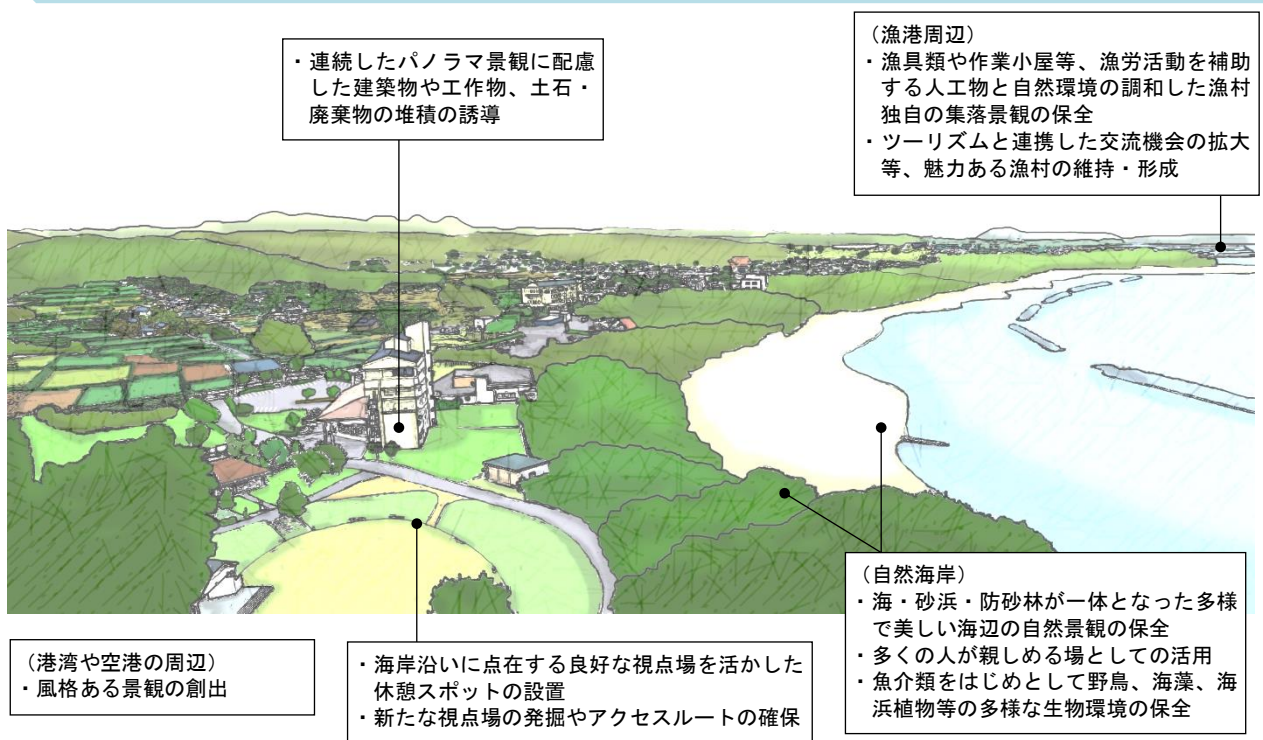
(3) 市街地景観ゾーン

店舗、旅館、住宅等が立地し住商共存の市街地景観が見られる国道213号沿道、市役所周辺や各支所の周辺では、賑わいやもてなしの心が感じられる景観づくりを目指します。



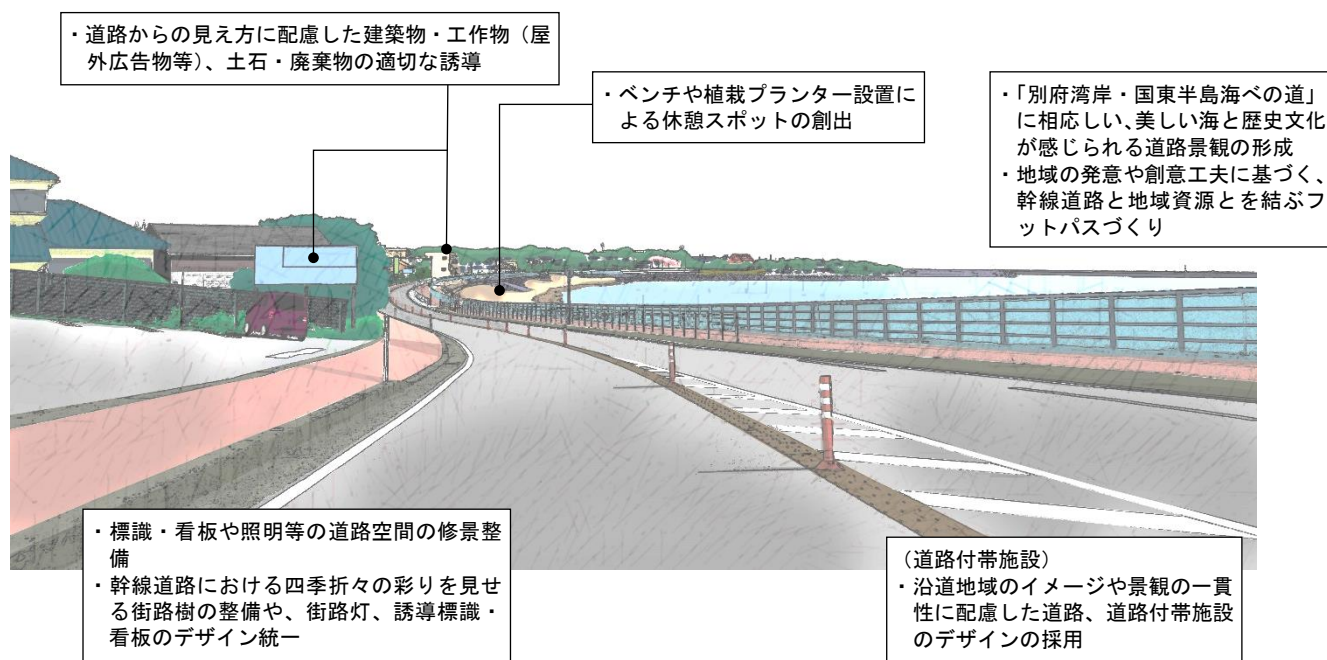
(4) 海岸景観軸

岬と入り江、海食崖や岩礁、海・砂浜・防砂林が一体となった景観等、多様で美しい海辺の自然景観を保全するとともに、多くの人が海に親しめる場として活用を図ります。



(5) 幹線道路景観軸

都市の骨格となる国道213号や県道、市道オレンジロード等の幹線道路沿道では、景観阻害要因の改善や修景、眺望等に配慮した施設整備等、連続性、一体性を感じられる魅力ある景観づくりを目指します。



3. 良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項

3-1 行為の制限に関する地域区分

(1) 地域区分の考え方

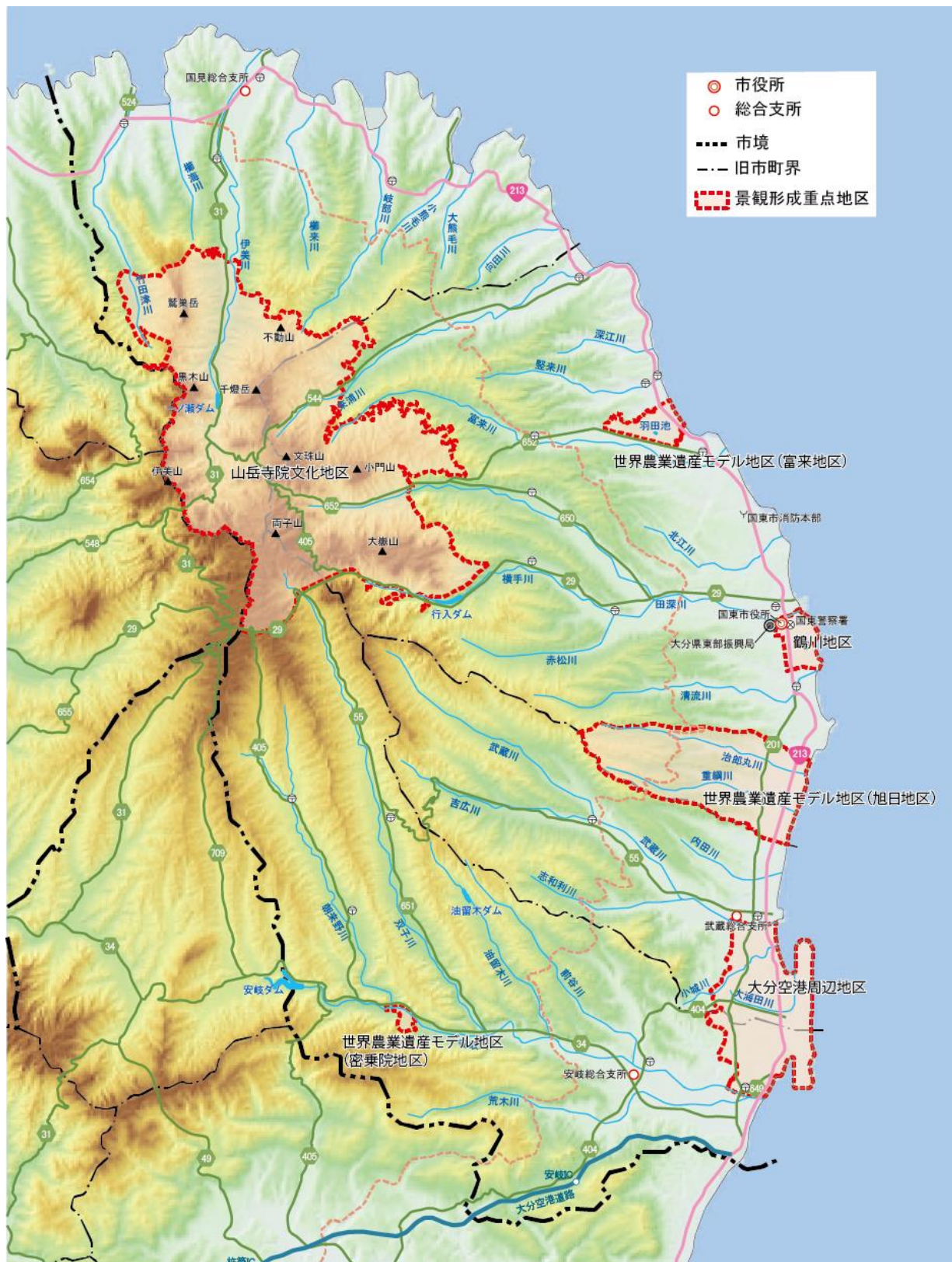
本計画では、市域を「一般地域」と「景観形成重点地区」に区分し、地域の特性に応じた景観誘導を図ります。地域区分の考え方は以下の通りです。

	一般地域	景観形成重点地区
対象地域	景観計画区域内で、景観形成重点地区を除く区域	地区レベルにおいて、すでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において今後重要な役割を有すると認められる区域
地域区分のねらい	国東市全体として景観形成を図る上で、最低限配慮すべき事項をルール化する	地区独自に景観形成に関するルールを設けることで、地区特性を活かした良好な景観の規制・誘導を図る
規制誘導の基準	市全域における緩やかな規制・誘導	地区特性に応じたきめ細かな規制・誘導

(2) 景観形成重点地区の指定

本計画では、本市のまちづくり及び良好な景観形成において重要な位置づけである「世界農業遺産モデル地区」、「山岳寺院文化地区」、「大分空港周辺地区」、「鶴川地区」について、景観形成重点地区に指定し、地区の特性に応じたきめ細やかな規制・誘導を図ります。

また、上記以外の地区についても、地区内における景観形成の熟度や必要性等を踏まえながら、地区指定を随時検討していくこととします。



景観形成重点地区の位置

3-2 届出対象行為と規模（一般地域（市全域））

良好な景観形成に影響を及ぼすおそれのある以下の行為を行う場合は、「景観法」及び「国東市景観条例」に基づき、市長への届出が必要となります。

なお、瀬戸内海国立公園の特別地域及び国東半島県立自然公園の特別地域に該当する区域は、自然公園法に基づく許可制度が適用されるため、届出対象区域から除外します。

行為対象	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10mを超えるもの、または、延床面積 500 ㎡を超えるもの
②工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設／高さ 10mを超えるもの よう壁／高さ 5mを超えるもの 太陽光発電施設／高さ 10mを超えるもの、または、パネル面合計面積が 1,000 ㎡を超えるもの（一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）
③開発行為	開発面積 3,000 ㎡を超えるもの
④土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の区画形質の変更	面積 1,000 ㎡を超え、かつ、のり面の高さ 2mを超えるもの
⑤木竹の伐採又は植栽	延面積 1,000 ㎡を超えるもの（ただし、維持管理のための行為や移植、伐採したクヌギによるしいたけ栽培等農業生産に関わるものを除く）
⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 2mを超え、かつ、面積 100 ㎡を超え、かつ、堆積等の期間が 90 日を超えるもの

3-3 景観形成基準

地域の景観と調和を図るために、建築物、工作物、開発行為、土地の区画形質の変更等について、守るべき基準を定めています。

項 目	景観形成基準
共通事項	○「ゾーン別景観づくり方針」に掲げる景観形成の考え方に沿うよう、それぞれの行為において配慮すること。 ○届出対象となる行為は、行為自体が周辺の景観に与える影響が大きいことを認識し、周辺の景観になじむよう調和に向けた努力を行うとともに、行為場所において、周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努めること。
建築物	○地域の景観との調和を考えた配置とすること。 ○歴史的建造物やランドマークになっている樹木等既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮すること。 ○建築物の規模が大きい場合は、適度な分棟や敷地境界から可能な限り後退する等、周囲の建築物や道路に威圧感を与えないような配置とすること。

項 目		景観形成基準							
	高さ	○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする事。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。							
	形態・意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とする事。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する事。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方において建築ボリューム感の軽減に努めること。							
	色彩	○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適【色彩基準】 合したできる限り低彩度のものとし、 周辺景観との調和に配慮する事。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。	<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3 以下</td></tr></table>	色相	彩度	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4 以下	その他	3 以下
	色相	彩度							
	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4 以下							
その他	3 以下								
設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する事。								
敷地利用 （外構）	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置する事。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努める事。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努める事。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置する事。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努める事。								
工 作 物	配置	○地域の景観との調和を考えた配置とする事。 ○既存の景観資源を損なうことがないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう特に配慮する事。 ○規模の大きな敷地を有する場合には、積極的に敷地境界からの後退に努める事。							
	高さ	○広がりある森林景観、里山・田園・集落景観を保全するため、できる限り高さを抑えること。 ○周辺にある歴史的建造物やランドマークになっている樹木に配慮した高さとする事。 ○市街地では、周辺の景観や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努めること。							
	形態・意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまりある形態・意匠とする事。 ○地域固有の伝統的な建築様式や意匠等と調和した形態・意匠となるよう配慮する事。 ○周囲に対して、物理的に大規模なものとなる場合には、通りに対して長大							

項 目		景観形成基準									
		な壁面等による圧迫感や閉塞感を感じさせないよう、緑化する等の配慮を行い、通り等からの見え方においてボリューム感の軽減に努めること。									
	色彩	○色彩は、色彩基準に適合したできる限り低彩度のものとし、周辺景観との調和に配慮すること。 ○彩度の高い色彩はアクセントとしてのポイント使用に留めること。	<table><tr><th colspan="2">【色彩基準】</th></tr><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)</td><td>4以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3以下</td></tr></table>	【色彩基準】		色相	彩度	Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下	その他	3以下
【色彩基準】											
色相	彩度										
Y(黄)、YR(黄赤)、R(赤)	4以下										
その他	3以下										
	設備	○付帯する設備類は、できる限り道路等の公共の場から容易に見えないよう配慮する、または建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫すること。									
	敷地利用 (外構)	○できる限り、生け垣や植栽帯等を設置すること。柵や塀を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮したものに努めること。 ○現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑、水辺の保全に努めること。 ○駐車場は、できる限り通りから見えない場所に配置すること。やむを得ず道路に面して設置する場合は、車の出入り口以外の部分において、安全性、利便性等を十分確保しながら、道路に面する側の緑化等に努めること。									
開発行為		○容易に望見できないよう措置を講じ、周辺の景観との調和に十分配慮すること。 ○開発行為を行うに当たっては、できる限り現存する樹林地やランドマークになっている樹木等の緑の保全や、積極的な緑化に努めること。									
土地の区画 形質の変更		○できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面やよう壁が生じないように配慮すること。 ○のり面の勾配はできる限り緩やかに取り、緑化等の修景に配慮すること。 ○よう壁等の構造物を設ける場合には、周辺の景観との調和に配慮するとともに、前面の緑化や自然素材の活用等により、景観への影響の軽減に努めること。									
木竹の伐採 又は植栽		○巨木、古木等、地域に親しまれている樹木の伐採は避けること。 ○伐採後、地肌が露出したまま等の状態で周囲から見苦しいと感じられないよう、植栽を施す等、周囲との調和に配慮すること。									
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		○資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮すること。 ○できる限り道路、公園、主要な展望地等の公共の場所から見えない配置、高さ等に工夫すること。									

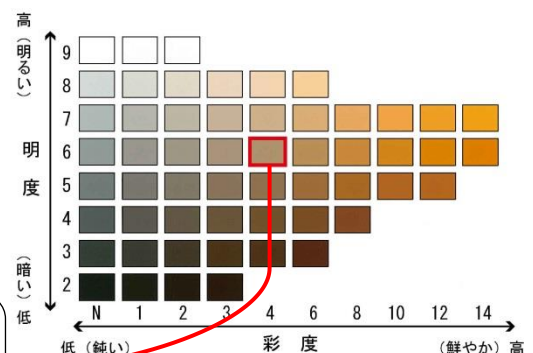
■色彩基準について

本景観計画では、日本工業規格（JIS）にも採用されている国際的な色彩の尺度である「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を定めています。

「マンセル表色系」では、色彩を「色相（色合い）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」の3つの尺度を組み合わせることで表します。

マンセル値
の読み方

5 ファイアール 6 ノ 4
5 Y R **6** / **4**
(色相) (明度) (彩度)



4. 地域で進める景観づくり（景観形成重点地区）

各景観形成重点地区における「景観づくり方針」、「主な届出対象行為と規模」及び「主な景観形成基準」を示します。

それぞれの地区の位置図や届出対象行為、景観形成基準の詳細については、「国東市景観計画」及び「国東市景観ガイドライン」をご確認ください。

4-1 世界農業遺産モデル地区

（１）景観づくり方針

＜方針１＞：暮らしに根付いた山あいの田園・集落景観の保全

＜方針２＞：田園と一体となった山並み景観、水辺景観の保全

＜方針３＞：広範囲に点在する景観資源を活用した地域活性化の推進



羽田池（富来地区）



クヌギ林（富来地区）



県道 201 号沿道（旭日地区）



集落（旭日地区）



棚田（密乗院地区）



集落（密乗院地区）

（２）主な届出対象行為と規模

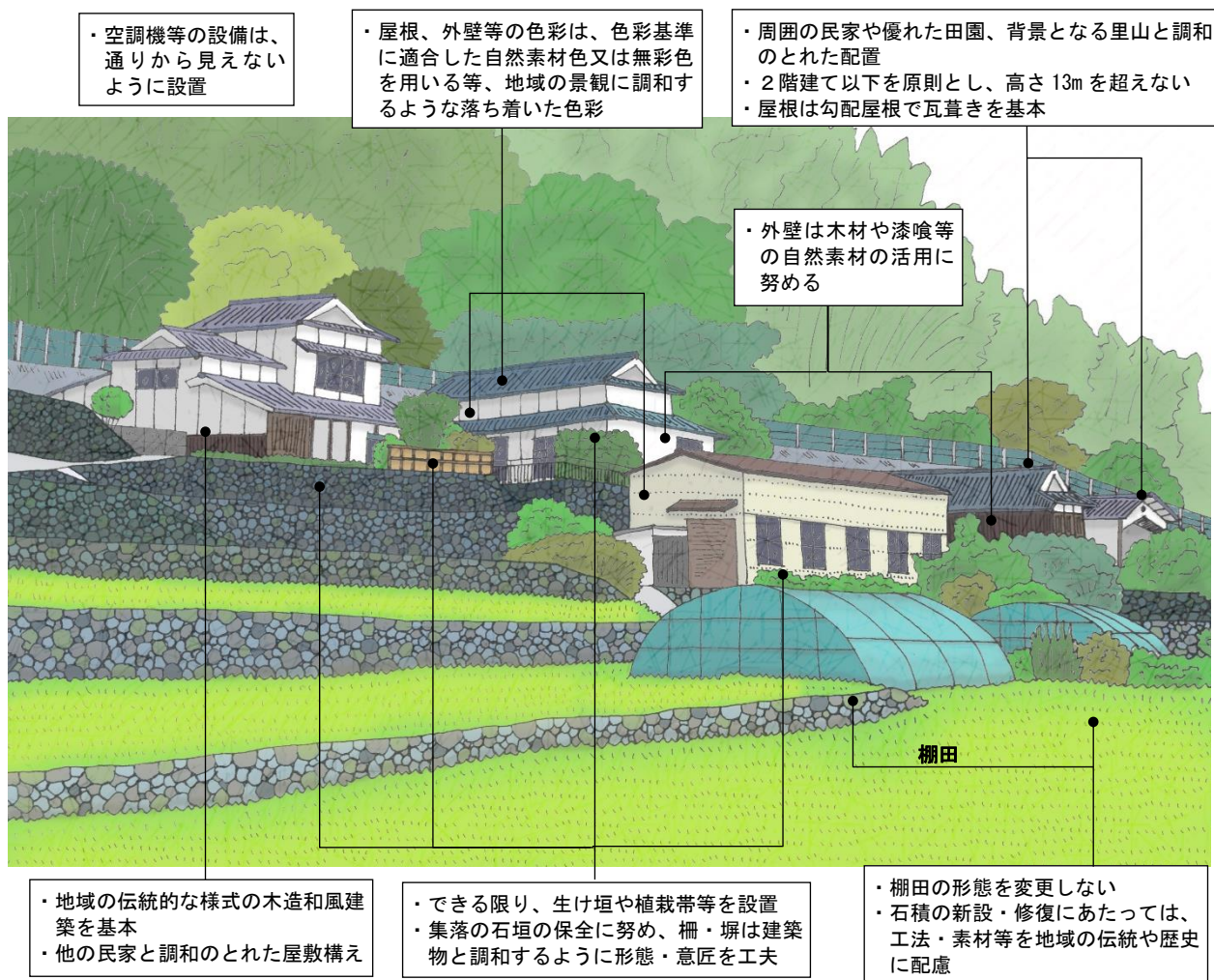
行為対象	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	延床面積 10 m ² を超えるもの
②工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設／高さ 5mを超えるもの、または、築造面積 10 m ² を超えるもの よう壁／高さ 1.5mを超えるもの 太陽光発電施設／パネル面合計面積が 10 m ² を超えるもの（一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）

(3) 主な景観形成基準

※代表的な基準を抜粋。詳しくは景観計画をご確認下さい。

行為		景観形成基準	基本	推奨						
建築物	高さ	○2階建て以下を原則とし、高さ13mを超えないものとする。		☐						
	形態・意匠	○地域の伝統的な様式の木造和風建築を基本とすること。 ○外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用に努めること。 ○屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。		☐						
	色彩	○屋根、外壁等の色彩は、色【色彩基準】 彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。 <table border="1"><thead><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr></thead><tbody><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>2 以下</td></tr></tbody></table>	色相	彩度	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4 以下	その他	2 以下	☐	
	色相	彩度								
	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4 以下								
その他	2 以下									
設備	○空調機等の設備は、通りから見えないように設置すること。		☐							
敷地利用	○集落の石垣の保全に努めること。		☐							

【景観形成のイメージ（世界農業遺産モデル地区）】



4-2 山岳寺院文化地区

(1) 景観づくり方針

＜方針1＞：国東の原風景である山岳景観、森林景観の保全

＜方針2＞：良好な視点場の確保

＜方針3＞：歴史や文化を感じさせる景観の保全・修復・活用



両子寺周辺



文殊仙寺



千燈寺



両子寺境内の樹林



千燈岳



黒木山と一ノ瀬ため池



五辻不動尊から姫島方面の眺望

(2) 主な届出対象行為と規模

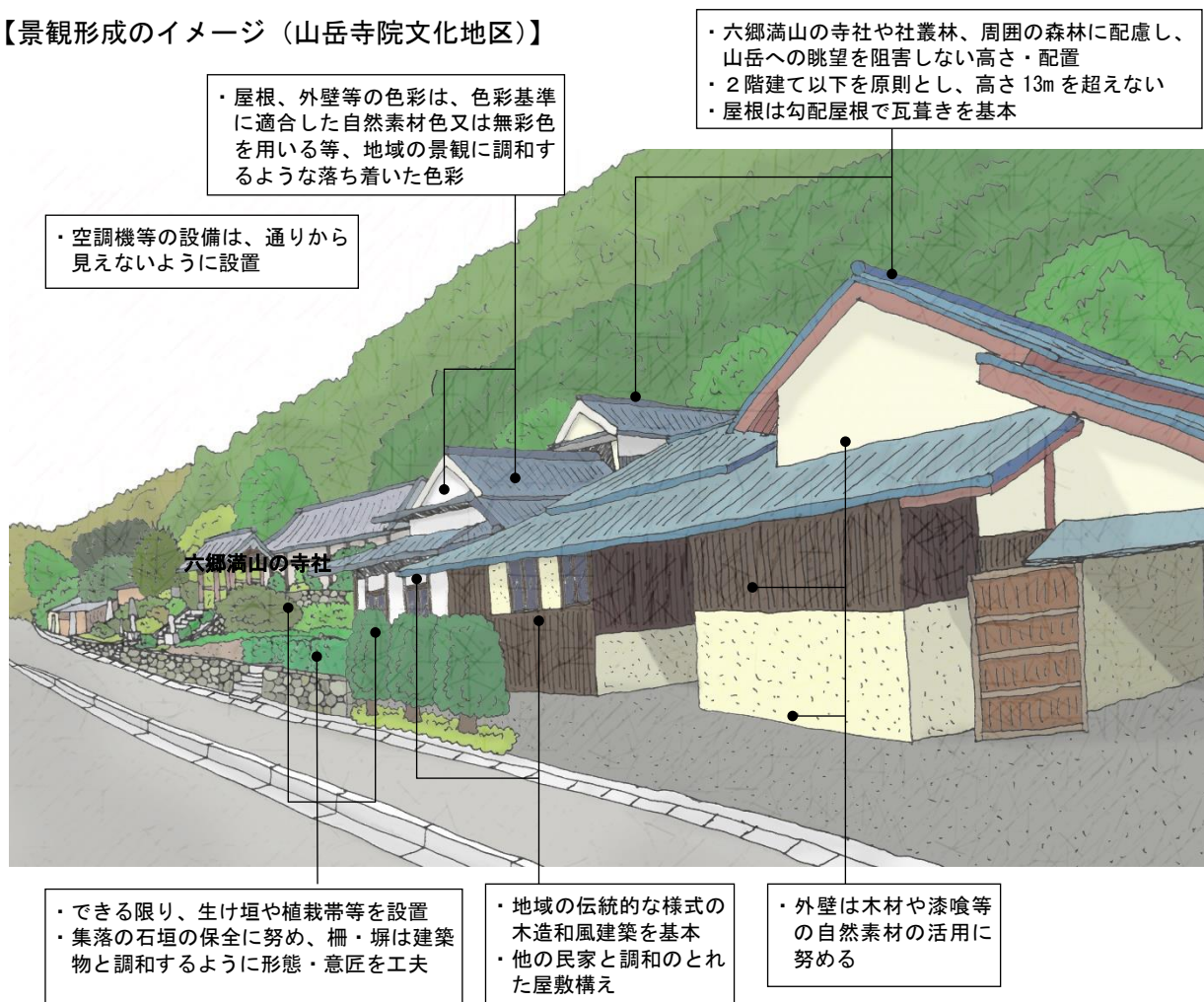
行為対象	届出対象規模
①建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	延床面積 10 m ² を超えるもの
②工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	塔状工作物（屋外広告物を含む）、遊戯施設、製造施設・貯蔵施設・処理施設／高さ 5mを超えるもの、または、築造面積 10 m ² を超えるもの よう壁／高さ 1.5mを超えるもの 太陽光発電施設／パネル面合計面積が 10 m ² を超えるもの（一団の土地、または、水面に設置されるものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものを除く）

(3) 主な景観形成基準

※代表的な基準を抜粋。詳しくは景観計画をご確認ください。

行為		景観形成基準	基本	推奨						
建築物	配置	○六郷満山の寺社や社叢林、周囲の森林に配慮し、山岳への眺望を阻害しない高さ・配置とすること。	☐							
	高さ	○2階建て以下を原則とし、高さ 13m を超えないものとする。		☐						
	形態・意匠	○地域の伝統的な様式の木造和風建築を基本とすること。 ○外壁の素材は、木材や漆喰等自然素材の活用に努めること。 ○屋根は勾配屋根で瓦葺きを基本とすること。		☐						
	色彩	○屋根、外壁等の色彩は、色彩基準に適合した自然素材色又は無彩色を用いる等、地域の景観に調和するような落ち着いた色彩とすること。 【色彩基準】<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>2 以下</td></tr></table>	色相	彩度	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4 以下	その他	2 以下	☐	
	色相	彩度								
	Y（黄）、YR（黄赤）、R（赤）	4 以下								
その他	2 以下									
設備	○空調機等の設備は、通りから見えないように設置すること。		☐							
敷地利用	○集落の石垣の保全に努めること。		☐							

【景観形成のイメージ（山岳寺院文化地区）】



4-3 大分空港周辺地区

(1) 景観づくり方針

＜方針1＞：玄関口としてのもてなしの場に相応しい景観の形成

＜方針2＞：海・山・空の眺望景観の保全

＜方針3＞：四季の彩りが感じられる景観の形成



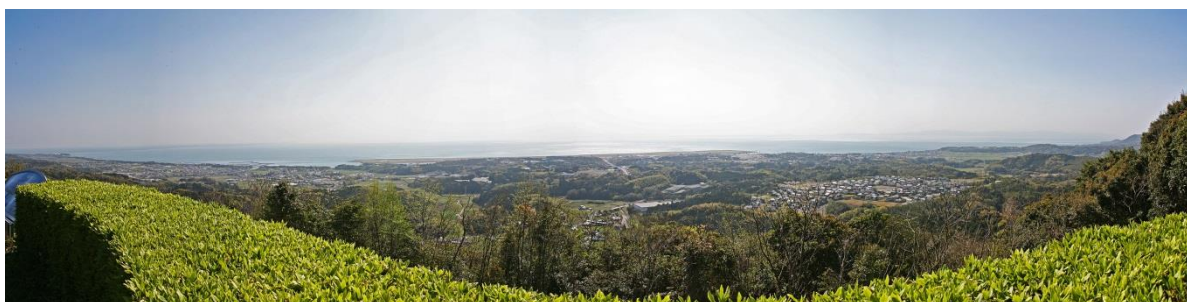
県道 404 号沿道



国道 213 号沿道



大分空港への眺望



小城展望公園から見た大分空港周辺地区

(2) 届出対象行為と規模

一般地域（市全域）と同様です。

(3) 主な景観形成基準

※代表的な基準を抜粋。詳しくは景観計画をご確認下さい。

行為		景観形成基準
建築物	配置	○国道 213 号沿道では、道路境界線からできる限り離れた位置に建てる等、道路空間に対して圧迫感を与えないように配慮すること。
	敷地利用	○国道 213 号沿道の道路に面する部分及び道路から後退してできる空地では緑化に努め、大分の玄関口に相応しい風格のある印象を与えるよう配慮すること。
工作物	配置	○国道 213 号沿道等主要な道路、公園、公共空間から容易に望見できる場所への設置は極力避けること。 ○通行者及び周辺の景観へ影響があるものは、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽等により修景を施すこと。
	形態・意匠	○同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、設置数、表示面積をできる限り少なくすること。

4-4 鶴川地区

(1) 景観づくり方針

＜方針1＞：国東市の顔に相応しい、賑わいと快適で魅力ある景観の形成

＜方針2＞：海と緑を感じられるうるおいある景観の形成

＜方針3＞：歴史的資源や既存ストックを活用した賑わい景観の創出



国道 213 号沿道



アストくにさきと国東市役所



桜八幡神社



空也池



港湾

(2) 届出対象行為と規模

一般地域（市全域）と同様です。

(3) 主な景観形成基準

※鶴川地区内を、「市役所・国道 213 号沿道」「市街地（桜八幡神社・鶴川商店街周辺）」「臨海地区」の3つのゾーンに分けて、ゾーンの特性に応じた基準を定めています。

【市街地（桜八幡神社・鶴川商店街周辺）】

※代表的な基準を抜粋。詳しくは景観計画をご確認下さい。

行為		景観形成基準
建築物	配置	○鶴川商店街等町家形式の民家が残る通りに面する部分については、できる限り建築物の高さや外壁・軒先の位置を隣接する建築物と揃えること。やむを得ず道路から大きく後退する場合は、隣接する建築物と調和した塀や生け垣等を施す等、まちなみの連続性の確保に努めること。
	高さ	○桜八幡神社周辺では、桜八幡神社の本殿・社叢林より高い建物は極力避け、歴史的環境との調和に配慮すること。

5. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

本市には、地域固有の歴史や文化を今に伝え、人々に親しまれている建造物や樹木等が数多く存在しています。これら本市の景観形成において重要な役割を担う建築物や工作物を景観重要建造物として、また、良好な景観形成に重要な樹木を景観重要樹木として指定します。

■景観重要建造物・景観重要樹木の候補（抜粋）



6. 良好な景観づくりのための仕組み

6-1 屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

屋外広告物は、景観を構成する要素の1つであり、経済活動への効果がある一方で、それらが無秩序に氾濫した場合、風致やまちなみを損なう等、その表示・掲出の方法により景観形成に与える影響は大きなものとなります。

本市では、屋外広告物とそのデザインや掲出方法によっては、郷土の景観を構成する重要な要素となることを踏まえ、屋外広告物の表示及び掲出に関して景観への配慮を求めます。

6-2 景観重要公共施設の整備等に関する事項

道路や公園、河川、港湾等の公共施設は、その整備のあり方により、周囲に大きな影響を与えます。地域の景観は、公共施設と公共空間及び民間施設が融合することで形作られていることを踏まえ、良好な景観形成のために、行政が先導的な役割を担っていく必要があります。

本市の重要な骨格を形成している道路や河川、公園等については、国・県等の公共施設管理者との協議を行った上で、適宜、景観法に基づく「景観重要公共施設」の指定を行い、魅力ある公共施設の整備とその周辺の景観形成の両面からの取組みを推進します。

6-3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

効率的な土地・水利用が実践され、豊かな農村文化が形成されている国東半島宇佐地域は、豊かな農林水産物と生態系をもたらすクヌギ林とため池による循環型農林水産業が認められ、世界農業遺産に認定されました。

田園とため池、集落、里山が一体となった、のどかで美しい農村景観を後世に継承していくためには、農村景観との調和を図った良好な営農活動を実施していくことが必要不可欠です。今後は、景観との調和のとれた良好な営農条件を確保するためにも、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」を策定することを検討します。

7. 景観づくりの推進に向けて

7-1 景観づくりの考え方

国東半島固有の地形や風土から培われてきた良好な景観は、市民共有の財産です。景観づくりは「地域づくり」でもあり、市民、事業者、行政のそれぞれが取り組みの主体として、協働により進めていくことが重要です。そのためには、景観づくりの目標や方針を共有しながら、総合的かつ体系的に取り組みを進めていくことが必要です。

■市民の役割

市民は、自らが生活・活動するまちを心地よいまちとしていくため、地域ぐるみの環境美化活動を通じたまちの美化、景観に配慮した住まいづくりや暮らし方等、市民一人ひとりが自らできることから進めていくことが求められます。

景観づくりの主体であることを認識し、小さな取り組みが少しずつ広がり、その活動の輪が地域に広がっていくように、身の回りから積極的に取り組むものとします。

■事業者の役割

建設業や商業、工業をはじめとする事業者は、事業活動等を通じて地域の活性化や経済活動の発展に貢献するとともに、事業所や店舗、屋外広告物等の形態や色彩は、周辺の景観に大きな影響を与えることを認識することが求められます。

事業所や店舗の緑化の促進や環境美化活動等、景観づくりに積極的に取り組むものとします。

■行政の役割

本景観計画に基づき、良好な景観形成に向けたルールを適正に運用し、景観に配慮した公共施設の整備・維持管理を行うとともに、市民、事業者、行政の連携を積極的に推進します。

また、景観に関する啓発活動や情報提供等を通じて景観づくり活動に対する支援、協議する場の創出に取り組むものとします。



事業所の美化活動（安岐海岸）



道の駅周辺沿道の花植え活動（国東半島エコツアーガイド会）



休耕田での「くにさきひまわりプロジェクト」くにさきエコシステム株式会社（国東町浜崎割石地藏尊近く）



休耕田を活用した菜の花の播種・生育を行う「花いっぱい運動」（千燈地区）



ごみ拾い活動（安岐小学校）



れんげの花植え活動（弥生のムラ周辺）

7-2 施策展開のスケジュール

「癒やされ、やすらぐ 心のふるさとの景観づくり」の実現に向けて、景観法を積極的に活用するとともに、景観法では担保することができないハード整備やソフト施策等については、関連する法制度や施策等と連携しながら、総合的に推進していきます。

取組み		時期	
		短期（概ね5年）	中長期（5～10年）
景観づくりに対する意識の向上	景観資源の掘り起こし	掘り起こし	
	景観資源のアーカイブ化と情報発信	アーカイブ化検討・運用・情報発信	
	景観教育の推進	検討・実施	継続
	景観に関する表彰制度の創設	検討・創設	継続
	景観向上の取組みへの支援（景観まちづくり団体の認定）	検討・実施	継続
景観法・制度の運用	景観計画の充実	条例制定・運用	必要に応じ見直し
	景観形成重点地区における景観形成	状況・必要に応じ指定	熟度に応じ追加・拡大
	景観ガイドラインの策定	策定・運用	検討・見直し
	景観重要建造物と景観重要樹木の指定と維持管理	抽出・所有者の同意が整い次第、指定・維持管理	
	景観重要公共施設の指定と景観形成	協議・指定	条件が整い次第、実施
景観づくりに関連する事業・計画等の推進	優れた景観を眺めることのできる視点場の整備	整備・実施	検討 整備拡充
	他の計画や制度等との連携	制度の周知	条件が整い次第、実施
景観づくり推進体制の構築	庁内体制の確立	窓口設置・体制整備	
	国東市景観審議会の設置	設置	開催
	国東市景観相談員制度の導入	検討・実施	継続
	国・県・他市町村との連携	取組みの継続	
多様な主体の参画機会の提供	景観協議会の設置検討	設置検討	継続
	景観整備機構の活用	制度の周知	条件が整い次第、実施



平成31年3月

発行 **国東市** 編集・事務局 政策企画課

〒873-0503



大分県国東市国東町鶴川 149 番地

TEL: 0978-72-1111

FAX: 0978-72-5022

URL: <http://www.city.kunisaki.oita.jp/>
